（北部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十二条　（略）

２・３　（略）

４　北部九州土地改良調査管理事務所に、次の八課及び筑後川下流福岡農業水利事業建設所並びに企画情報管理官一人、施設再編専門官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官一人、洪水調節機能強化専門官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、権利保全対策官一人、保全整備専門官二人、施設復旧対策専門官一人、環境保全専門官二人及び用地調整官一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
環境調整課

５～７　（略）

８　施設再編専門官は、第一項の事業によって造成された施設の再編に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

９・１０　（略）

１１　洪水調節機能強化専門官は、第一項の事業によって造成されたダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

１２～１９　（略）

（南部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十三条　（略）

２・３　（略）

４　南部九州土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、管理調整官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び用地調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

５・６　（略）

７　施設再編専門官は、第一項の事業によって造成された施設の再編に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

８～１０　（略）

（北部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十二条　（略）

２・３　（略）

４　北部九州土地改良調査管理事務所に、次の八課及び筑後川下流福岡農業水利事業建設所並びに企画情報管理官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、権利保全対策官一人、保全整備専門官二人、施設復旧対策専門官一人、環境保全専門官二人及び用地調整官一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
環境調整課

５～７　（略）

（新設）

８・９　（略）

（新設）

１０～１７　（略）

（南部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十三条　（略）

２・３　（略）

４　南部九州土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、調査計画専門官、環境調査専門官、管理調整官、権利保全対策官、保全整備専門官及び用地調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

５・６　（略）

（新設）

７～９　（略）